

－ 当医院からのご案内 －

当院では以下事項について

厚生労働省地方厚生局に施設基準に適合している旨の届出を行っています。

■初診料の注 1 に規定する基準（院内感染防止にかかわるもの）

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■歯科外来診療医療安全対策 1

当院では医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

■歯科外来診療感染対策 2

当院では院内感染対策管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。お口の中で使用する歯科医療器具を、患者様ごとに交換して洗浄・滅菌処理を徹底する十分な感染症対策を講じています。

■歯科治療時医療管理料

全身疾患（高血圧、心疾患、糖尿病等）のリスクを抱える患者様に対して、安全に歯科治療を行うために必要な管理を行っております。

■在宅患者歯科治療時医療管理料

通院が困難な患者様の自宅や施設において、治療中に全身状態が急変するリスクがある患者様に対して、全身状態の管理を行いながら安全に歯科治療を行っております。

■歯科訪問診療料

在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者様を対象に歯科治療を行っております。

■咀嚼能力

問診、お口の所見や他の検査所見から加齢等による口腔機能の低下が疑われる患者様に対して検査を行い、必要に応じて適切な管理、訓練を行っております。

■手術用顕微鏡加算の施設基準

歯の根の治療は非常に細かく複雑なため、肉眼では見えない部分があります。マイクロスコープという顕微鏡を使用して精密に治療を行うことで、治療の成功率や安全性を高めることができます。

■口腔粘膜処置

「レーザー応用による再発性アフタ性口内炎治療に関する基本的な考え方」（平成 30 年 3 月日本歯科医学会）を参考に、口内炎に対して適切に対応いたします。

■歯科技工士連携加算 2

患者様の歯の補綴物を製作するにあたって、歯科医師が歯科技工士とともに連携して色を確認したり、お口の中の確認を行う場合があります。ただし、歯科技工士が直接のお口の中を触ることは一切ありません。

■光学印象

従来の歯科治療では、粘土のような材料をお口の中に入れて型取りをしていましたが、その代わりに口腔内スキャナー（光学カメラ）を使用して、お口の中を撮影し、3D データとして型取りを行うこともあります。

データの取り扱いに関しては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守しております。

■CAD/CAM 冠

コンピュータ支援設計・製造ユニット（CAD/CAM）を用いて白色の冠を製作し、補綴治療を行っています。※金属アレルギーの患者さんもお相談ください。

■GTR（歯周組織再生誘導手術）

歯周組織精密検査の結果に基づき、歯周組織を再生誘導するための手術を行っております。

■手術用顕微鏡加算

特に、「歯根端切除手術（歯の根の先端を切除する外科手術）」の際に顕微鏡を用いて高度で安心な手術を行っております。

■手光機（手術用顕微鏡）

歯科用マイクロスコープ（手術用顕微鏡）という「光学機器」を用いて、拡大視野下で精密な手術（歯の根の治療や歯の根の先だけを切除する手術等）を行っております。

■クラウン・ブリッジ維持管理料

補綴物の装着後2年間は、当該医療機関が責任を持って維持管理を行うことで、期間内の不具合に対する再装着や修理に係る費用負担を軽減する制度です。

■歯科外来診療在宅ベースアップ評価料1

当院では歯科医療に従事するスタッフの賃金改善を実施し、働きやすい職場環境と充実した人員体制の整備に努めております。

■明細書発行体制

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。